

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
20 年 4 月 6日

このままでは商売つがされる「今こそ民商の出番」会員訪問で対話を旺盛に進めよう

困ったことがあったら民商へ

山ノ下支部

三月二十四日、役員倉島さんと担当事務局で会員訪問を行いました。コロナウイルスの影響で商売や生活に困っていませんかと呼びかけのチラシとごくろうさん会の案内を持って話を伺いました。例年よりお客が半分減ったという声が多くありました。



それから、感染予防のため買物以外でかけないようになっているなど感染に対して不安を口にする方も多くいました。まわりで困っている業者がいたら民商へと仲間増やしをお願いをしました。

確定申告の様子を伺いに地域訪問!

米山支部

3月23日(月)に、山口支部長、役員岡崎さんら3名で支部訪問を行いました。普段から新規開業や気になるお店に目配りしている支部長が、他団体からの情報も合わせて会外訪問リストを事前に用意し、会員訪問も含め10数件廻りました。

民商リーフ・新型コロナウイルス感染に対する政府の緊急対応策チラシを配りながら、地域の景気や営業の様子を対話し、「コロナの影響で売上が激減、お客さんが全く来ない!」など、先の見込みが読めないという憤りを隠せない方々が殆んどでした。山口支部長、岡崎さん共に、金融公庫などの特別貸し付け、雇用調整助成金の特例などや、確定申告後の納税の猶予申請などを積極的に周知しなければと、継続的な地域訪問を計画していました。

日程

- ・ 4月13日(月) 新型コロナ相談会(中央・西)
- ・ 4月16日(木) 新型コロナ相談会(東)
- ・ 4月17日(金) 共済会三役会・理事会

会外も対象に訪問・ポスティング行動

松浜支部

3月29日(日)松浜支部で役員と事務局で訪問行動を行いました。

2組に分かれて行動し、中村勉支部長と本名正喜支部長は一般宅も含めて約300件へ宣伝物のポスティングを行い、高橋士郎副会長と事務局で新規開業含め会外を中心に訪問しました。

仕出し屋を営業している会社は「コロナウイルスの影響で3月の売上は去年に比べ55%減少しており非常に厳しい状況。制度融資などの使えるものがあれば利用したい」などコロナウイルスによる影響の深刻さを話していただきました。

こんな時こそ、情報を共有し

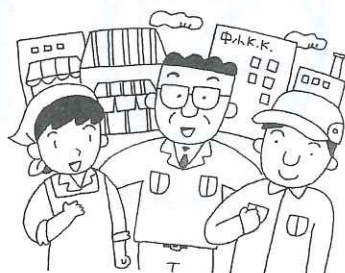
みんなで対策を考えよう!

白根支部

3月28日、支部長の藤崎さんと事務局で会員訪問を行いました。土曜日の午後の活動ということもあり時間帯に不安がありました。10名の会員を訪問し7名の会員と対話することが出来ました。

「どんな商売でもすべて繋がっている、いち業種が不安定になればすべてに影響する」と売上が低迷する飲食業を含め、早急に対策を考えようとメールをくれた会員さんもいました。

コロナ不況の中、経費削減で民商退会を考え始めた会員さんの所も訪問し「もう少し頑張ってみる」と考えを改めてもらいました。みんなで一緒にコロナ対策を考え、頑張りましょう。



今週自封されているこのチラシを知り合いの業者に渡してください

こんなことで
悩んでいませんか？

- 税金・社会保険料の納付
- 家賃・リース料・給与や買掛金などの支払い
- 借入金の返済猶予や借り換え



新型コロナウイルスの発生で、飲食業を始めほとんどの中小業者の営業に影響が出ています。一人で悩まずに民商へ相談し、経営を守りましょう！

政府の対応策を活用しよう！

政府の緊急対応策では中小企業・小規模事業者向けに以下のようなメニューを打ち出しています。また民商では新潟市にも緊急対策を求めていく予定です。

- ①日本政策金融公庫の特別貸付
(無利子、据え置き期間5年)
- ②セーフティネット保証4号・5号
危機関連保証
- ③雇用調整助成金の特例 (助成率4/5)
- ④学校臨時休業に伴う助成金
- ⑤既存融資の条件変更への柔軟対応
- ⑥税・社会保険料の猶予制度の活用
- ⑦リース危機の契約条件変更の柔軟化 など

あなたの商売を 全力で応援します

～民商で相談できるこんなこと～

- 青色申告・小法人も
自分で記帳・決算・申告できます
地域で記帳学習会を開催中！
- 労働保険事務組合があるから
一人親方の特別加入もできます
- 様々な許認可申請をサポート
法人設立などにも対応しています
- 払いきれない税・社会保険料
猶予制度の活用で商売をサポート

「従来の枠を超えた対応も検討する」

他団体と共同し新潟市と交渉

民商は三〇日に、生活と健康を守る会・新日本婦人の会・日本共産党市議団と共同で、国保税や市民税などについての交渉を行いました。交渉では各団体から発言。「四月中旬までの予約が全てキャンセル」(飲食業)「売上は昨年比七割減。生活費もままならない」など、新型コロナウイルスでの被害の実情が語られました。その上で現在滞納している税・保険料も含めて納税緩和措置の活用や場合によっては減額・免除することを求めました。

新潟市は現行で認められている枠を最大限に活用するとの回答でしたが、参加者からは「政府は国民生活と中小業者を守ると言っている。従来の枠を超えた対応が必要ではないか」との発言が。これを受けて現行の運用も見直した検討をすすめるとの回答がありました。

また市からは「とにかく区民生活課で相談にのるので区役所へ来てほしい」との発言も。窓口で対応が変わらぬように徹底して欲しいとの要望には「徹底する」と回答しました。

健康増進改正法4月1日施行

受動喫煙の防止を図るため、多くの施設(飲食店など)において、屋内が原則禁煙となります。違反すると、罰則の対象となることもあります。



屋内原則禁煙

条件①2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること

条件②中小企業基本法における定義などから資本金5000万円以下であること

条件③客席面積100㎡以下であること

3つの条件をいずれも満たしている事業者の該当施設に限り、喫煙可能室の設置を選択することができます。喫煙室設置には標識の提示義務があります。

新潟民主商工会

新潟市中央区沼垂西3-10-14
TEL243-0141 FAX245-5922